

サンフランシスコ講和条約から洩れた論争中の島々

朴 炳 渉
(竹島=独島問題研究ネット・代表)

Islands in Dispute Omitted from San Francisco Peace Treaty

PARK Byoung-sup

2017年 3月

北東アジア文化研究 第43号

鳥取看護大学・鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所

サンフランシスコ講和条約から洩れた論争中の島々

朴 炳 渉
(竹島=独島問題研究ネット・代表)

Islands in Dispute Omitted from San Francisco Peace Treaty

PARK Byoung-sup

キーワード：竹島=独島 (Liancourt)
尖閣 (釣魚) 諸島 (Senkaku=Diaoyudao)
ハボマイ・シコタン (Habomai・Shikotan)

1 はじめに

戦後、日本周辺の小島の帰属は、日本がポツダム宣言を受け入れたことによって連合国が一方的に決定することになった。この方針にもとづいて連合国最高司令官 (SCAP) は日本政府への指令SCAPIN-677「特定周辺区域の日本からの政治的・行政的分離」によって千島 (クリル) 諸島や琉球諸島、竹島=独島などを日本国外と規定した。ただし、これは講和条約などで領土が最終的に決定されるまで有効な規定である。しかし、講和条約では米ソ冷戦を反映した結果、アメリカの全権委員ダレス (John F. Dulles) がサンフランシスコ講和会議で演説したように旧日本領土の各々の最終的処分は決定されなかった。このために日本は周辺国との間に領土問題を生じ、今なお解決されていない。それどころか、周辺諸国と深刻な葛藤を抱えているのが現状である。

元来、講和条約は戦争を終結し、領土問題を完全に解決するのがその役割のひとつであるが、サンフランシスコ講和条約は現在問題になっている領土に関する限り条文にて明記しなかった。具体的にいうとハボマイ・シコタンがその

典型である¹⁾。また、竹島=独島や尖閣(釣魚)諸島は、それぞれ条約にいう「朝鮮」や「南西諸島」に含まれるのかどうか微妙である。そのため、同条約の解釈をめぐる多様な見解が出された。たとえば日本政府は国会にて「平和条約は、日本が権利権限その他を放棄すべき地域は定められております。それ以外の旧日本領土は、当然日本に帰属すべきものである」と説明し、サンフランシスコ講和条約によって竹島=独島が日本領になったと解釈した²⁾。同様に、塚本孝は「1950年以降、米国の草案は1949年までの国務省で準備された草案に比べて簡潔なものになり、日本から“分離する”領土に関する規定だけが置かれることになった」と記し、条文中に規定されない地域は日本領になったと示唆した³⁾。

こうした主張が成りたつのかどうか検証するためにはサンフランシスコ講和条約の策定過程において問題の島がどのように扱われたのかを知る必要がある。本稿はそうした経緯を実証的に解明し、そこから導かれる含意をさぐることにする。なお、本稿にて引用文中の()内は原文どおりであり、[]内は筆者の注である。

2 尖閣(釣魚)諸島

今日、たびたび緊張が走る尖閣(釣魚)諸島のサンフランシスコ条約における関連条項は「日本国は北緯29度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む)……[途中省略]南鳥島を、合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する……」と規定された第3条である。この「南西諸島」に尖閣(釣魚)諸島を含むのか、含まないのか判然としない。このように条約の文言の解釈があいまいな場合、条約法条約(ウィーン条約)32条によって解釈の補足的手段として「条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる」とされる。この観点からすると、共同の条約草案を作成した米英両国がその過程で「南西諸島」をどのように解釈したかが重要になる。

まず、イギリス独自の公式草案(1951.4.7)は領土条項の第5条で「日本国は琉球……[途中省略]、南鳥島に対する全ての権利、権原及び権益を放棄する」としたが⁴⁾、「琉球」の範囲を示さなかった。したがって、琉球に尖閣(釣

魚)諸島を含むかどうか判然としない。

次に、アメリカ独自の公式草案(1951.3.23)も「北緯29度以南の琉球諸島……[途中省略]、小笠原諸島を、合衆国を施政権者とする信託統治の下におくことを国際連合に対して提案する……」⁵⁾と記すのみでやはり「琉球諸島」が尖閣(釣魚)諸島を含むかどうか不明である。この草案を見た日本政府は、「琉球諸島」を「南西諸島」に変えるよう要請した。その理由は、北緯29度以南には琉球諸島以外に薩南諸島も含むためであるという⁶⁾。これに関してアメリカ国務省の地理顧問官ボグス(Samuel W. Boggs)が調査し、アメリカの水路誌によれば南西諸島は琉球諸島と薩南諸島からなり、これらは次のように5群島からなることを突きとめた⁷⁾。

南西諸島=琉球諸島+薩南諸島

琉球諸島=先島群島+沖縄群島

薩南諸島=奄美群島+トカラ群島+大隅群島

さらにこれらとは別に先島群島の北方およそ80マイルのところセンター(尖頭)諸島があることも確認した⁸⁾。尖頭諸島は今日の尖閣(釣魚)諸島である。このようにアメリカの水路誌にて南西諸島が尖頭諸島を含まないのは、底本の『日本水路誌』にしたがったためであろう。『日本水路誌』第2巻(1894)は「九州の南端 佐多岬より遠く台湾島に至る迄 南西方に延列せる諸島嶼を南西諸島と曰ふ 而して此諸島を分つて5群島となす 大隅群島、吐噶喇群島、奄美群島、沖縄群島、先島群島是なり」と記し、南西諸島に尖頭諸島を含めなかった。これは当然である。理由は尖頭諸島の一部(久場島、魚釣島)を日本領へ編入することを閣議で決定したのが翌年1月(日清戦争中)だからである。ただし、編入は閣議決定のみであり、編入の公示や関連の行政措置など何もおこなわないうちに3か月後には日清講和条約によって台湾までが日本領になった。国際法上、閣議決定のみで尖閣(釣魚)諸島の一部が日本領に確定したと断定するのは困難である。閣議決定になかった大正島=赤尾島などを含めた尖閣(釣魚)諸島が何の疑念もなく確実に日本領になったといえるのは、台湾ま

でが日本領になった日清講和条約の締結時である。

こうした事情からか、水路部はその後の『日本水路誌』における南西諸島の定義を変えなかった。1919年に発刊した『日本水路誌』第6巻も前書同様に「九州の南端より遠く……〔途中省略〕延伸せる諸群島の一行を南西諸島と総称し分ちて5群島とす 即 大隅群島、土噶喇群島、奄美群島、沖縄群島 及 先島群島是なり」と記し、南西諸島に尖頭諸島を含めなかった。

日本の指摘を受けたアメリカは「琉球諸島」という用語が不適切であると気づいたがすぐには改めようとせず、米英共同草案(1951.6.4)でも「琉球諸島」のままであった。一方、この共同草案に対してGHQからは条文に大東島が抜けているとの指摘や、日本政府から再度「南西諸島」に改めるよう提案があった。さっそく、ボグスが大東島の調査を始めた。その時に参考にしたのが、日本外務省が1947年に国務省へ提出した英文資料『日本周辺の小島』(4)⁹⁾であり、同書に大東島やリアンコールト岩(竹島=独島)、鬱陵島などが説明されていた。これを見たボグスは大東島を南西諸島の定義に含めるよう提案して受け入れられた。7月20日付け米英共同草案は「北緯29度以南の琉球諸島」を「北緯29度以南の南西諸島(琉球諸島および大東諸島を含む)」とした。この調査時にボグスは草案にリアンコールト岩が抜けていることに気づいたが、これは後述する。

こうした経緯からすると、条約にいう南西諸島は大東諸島を含んでも尖頭諸島を含まないことは明らかである。この理解は日本外務省も同様である。外務省が1947年にGHQへ提出した英文資料『日本周辺の小島』(2)¹⁰⁾も『日本水路誌』にしたがったのか、南西諸島は琉球諸島と薩南諸島からなり、南西諸島は上記の5群島で構成されると記した。さらに同書は、「〔5群島から〕離れた二つのグループ、大東グループと尖頭グループがあり、行政的に沖縄県に属する。大東グループは他の章〔第4巻〕で扱われる。尖頭諸島(面積は2平方マイル)は先島グループの北にあり、無人島で重要でない」と記した。このように外務省は尖頭諸島(尖閣(釣魚)諸島)が南西諸島に含まれないと理解し、さらに「重要でない」として暗に無視するよう記した。これに従ったのか、アメリカも尖頭諸島が南西諸島に含まれないと認識したうえで尖頭諸島を無視した。し

たがって、条約にいう南西諸島に尖閣(釣魚)諸島は含まれないのである。

3 東沙(プラタス)諸島

サンフランシスコ講和条約は南シナ海の島々について「日本国は、スプラトリー(南沙)諸島およびパラセル(西沙)諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」(第2条f)と規定するのみで東沙(プラタス)諸島にはふれなかった。しかし、アメリカの初期の草案では日本はスプラトリー島(単数)、パラセル諸島、プラタス諸島を放棄するよう規定していた。しかし、1950年8月にダレスが簡単な草案を作成した時からアメリカ草案は南シナ海の島々を無視した。その理由は「大戦前、日本は無人島であるパラセル諸島やスプラトリー島を領有していたが、これらの島は条約で規定するほど重要ではない」とのことであった¹¹⁾。

しかし、スプラトリー諸島やパラセル諸島はフランスにとっては重要であった。フランスやフランス領インドシナはそれらの島に領有宣言をおこなったことがあったので、フランスはそれらの島々を草案に盛りこむようアメリカへ要求した。これを受けて1951年7月3日付け米英共同の公式草案はパラセル諸島、スプラトリー島を日本が放棄するよう規定した。ところが、プラタス諸島についてはふれなかった。一方、この草案に不備があることを知ったボグスは「南シナ海にあるすべての島」を日本が放棄することを規定するよう提言した。しかし、これは採用されず、スプラトリー島をスプラトリー諸島に改定したのみであった。アメリカは、依然としてプラタス諸島は条約で規定するほど重要でないと判断したようである。実際、条文にプラタス諸島が記述されなくても何ら問題なく日本の領域から分離された。

このように条文に規定されなくても日本から分離された地域があるので、日本政府の主張「平和条約は、日本が権利権限その他を放棄すべき地域は定められております。それ以外の旧日本領土は、当然日本に帰属すべきものである」は明らかに成り立たない。同様に、先に記した塚本孝の「日本から“分離する”領土に関する規定だけが置かれることになった」という主張も成り立たない。アメリカが重要でない判断し、それに異議が出されなかった島も規定されな

かったのである。

4 ハボマイ・シコタン

サンフランシスコ条約は「日本国は、クリル諸島および日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得したサハリンの一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」(2条c)と定めた。このクリル諸島にハボマイ・シコタンが含まれるかどうかは重大な問題であり、これは条約法条約によって条約成立時の経緯から判断される。

ハボマイ・シコタンの所属についてイギリス政府の見解は迷走したが、イギリスは十分な調査をおこなう前に最終的な公式草案にて両島を日本領とした。根拠があいまいなまま、イギリスは両島がクリル諸島に含まれないとみたのである。

アメリカ草案は49年9月までハボマイ・シコタンをほぼ日本領に規定した¹²⁾。しかし、11月草案ではヤルタ協定を重視して両島を含む北方4島を日本領外に変更した。これにGHQ外交局長シーボルドが反対して国務省に再考を求めた。国務省は法律顧問官補スノー (Conrad E. Snow) が日本外務省の英文資料『日本周辺の小島』(1)¹³⁾などを参考にして4島の法的な検討をおこなった。同書の付属図にて外務省はハボマイ・シコタンのみを北海道と同じように黒く塗りつぶして北海道の一部であることを強調した。一方、クナシリ・エトロフ両島には「SOUTHERN KURILES」(南クリル)と英文で表記した。スノーはこの資料や日露間の条約などを検討した結果、ヤルタ協定にいうクリル諸島に南クリル諸島(クナシリ・エトロフ)は含まれるが、小クリル諸島とも呼ばれるハボマイ・シコタンは含まれないとの結論をだした¹⁴⁾。これにしたがって、国務省は1949年12月29日付け草案にて南クリル諸島を日本領外に、小クリル諸島を日本領に規定した。

しかし、アメリカは1950年8月以降の草案からハボマイ・シコタンの名を消した。その理由をニュージーランド政府に対して「ハボマイ諸島とシコタンに関しては、ソ連がそれらを占領していることからして、日本への返還を明確に規定しない方がより現実的であると思われる」と説明した¹⁵⁾。かつて、アメリ

カはSCAPIN-677にてクリル諸島とハボマイ・シコタンを区別したうえでいずれも日本国外に規定し、さらにソ連のハボマイ・シコタン占領も黙認した。これも一因になってアメリカがハボマイ・シコタンを日本領と判断しても、それを条約に規定するのは困難だったのである。こうしてアメリカはダレスが登場した以後は草案にハボマイ・シコタンを意図的に規定しなかった。したがって、このケースから見ても米国の草案は日本から“分離する”領土に関する規定だけが置かれることになったという塚本孝の主張は成りたないであろう。両島の帰属を意図的に曖昧にするために規定しなかったのである。

さらに、アメリカはイギリスとの協議においても「ソ連がハボマイ・シコタンを占領しているので条約で性急に決定するより将来の調停や国際法廷にまかせたい」と提案して同意を得た¹⁶⁾。そのみか、ダレスは講和会議における演説にて「第2条(c)に記載されている千島列島という地名にはハボマイ諸島を包含するかどうかについて疑問が起こった。包含しないというのがアメリカの意見である。しかし、もしこの点について紛争が起きるとすれば、第22条にもとづいて国際司法裁判所にそれを付託することができるであろう」と述べた。ダレスはアメリカの考えを述べたにとどまり、決してハボマイ諸島が講和条約によって日本領に規定されたとは述べなかった。米英両国は将来係争が起き得ることを承知で意図的にハボマイ・シコタンの帰属を条約で決定しなかったのである。

この結果について首相吉田茂は講和会議における演説にて「千島南部の二島、エトロフ、クナシリ両島」「日本の本土たる北海道の一部を構成するシコタン島およびハボマイ諸島」と述べ、外務省の先の資料と同じようにハボマイ・シコタンは北海道の一部、クナシリ・エトロフは千島南部であると主張した。現在の外務省はこの吉田演説や、かつて外務省がアメリカ国務省へ送った英文資料『日本周辺の小島』(1)に反してクナシリ・エトロフは千島列島に含まれないと主張している。こうした変説は国内的には通用しても国際的には通用しないであろう。

ちなみに、現在のアメリカは政府機関「地名委員会」がハボマイ・シコタンを日本およびロシアの領域に重複して掲載している。ロシアの統治に問題があ

るとみているようである。

5 竹島=独島

サンフランシスコ講和条約は朝鮮関係の領土として「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」(2条a)と規定した。この「朝鮮」に竹島=独島が入るのかどうか曖昧であり、これを判断するためには「条約の準備作業及び条約の締結の際の事情」を検証する必要がある。

まず、イギリスの草案であるが、第1次草案でリアンコルト岩(竹島=独島)は日本領、第2次および第3次(最終)草案では日本領外とされた。第1次で日本領とされたのは、英連邦で対日問題に深い関心をもつオーストラリアが済州島や鬱陵島などを戦略的に日本領とするよう主張したのでその影響を受けたものとみられる。しかし、イギリスはこれを行き過ぎと考えたのか、第2次以降はそれらの島々を日本領外とした。

次に、アメリカの草案では1949年11月までリアンコルト岩は韓国領とされた。これは国務省が日本の領土を判断する基準日を日清戦争が勃発する直前の1894年1月1日においたためであり、その時は日本領ではなかったためである。

ところが、1949年になって竹島=独島が初めて問題になった。GHQ外交局長シーボルドがリアンコルト岩の帰属を日本に変更するよう提案したのである。この提案はあっさり採用され、12月29日付け草案にてリアンコルト岩は日本領とされた。その理由は50年7月の国務省の注釈書によれば、①タケシマは日本が1905年に朝鮮の抗議を受けることなく島根県の管轄下においた、②長い間、同島へ日本の漁師が出漁した記録がある、③タケシマには朝鮮名がなく、朝鮮によって領土主張がなされたとは思われない、④気象またはレーダー局の用地として価値があるであろうということであった¹⁷⁾。この中で①から③までは日本外務省『日本周辺の小島』(4)を検証せずに引用したのであるが、その中で③「タケシマには朝鮮名がなく」というのは明らかな誤りである。しかし、アメリカはこれを検証することもなく、④の戦略的判断を重視したのかリアンコルト岩を日本領に規定した。

二度目にリアンコルト岩が問題になったのは1950年8月、フィアリー(Robert A. Fearey)がダレス草案に対馬・リアンコルト岩が抜けていることを指摘した時であった。対馬に関しては、かねてから李承晩大統領が領有権を主張していたが、これに対抗して日本外務省は1949年7月に資料*Tsushima*(対馬)を作成し、12月にアメリカへ提出していた¹⁸⁾。この資料が影響したのか、国務省は韓国の対馬要求を無視したようである。対馬が問題なければ、ケシ粒のようなリアンコルト岩は重要でないと判断したのかそれ以上問題にしなかった。

次にリアンコルト岩が問題になりかかったのは、1951年5月の米英協議である。その協議でアメリカはハポマイ・シコタン問題を理由にしてイギリス草案のような日本の領域を地図や経緯度で厳密に定める方式は取らないよう提案した。その代わりとしてイギリスは「日本と朝鮮との間の島々を詳細に言及して領土処分をおこなう」ことを主張した¹⁹⁾。この時、その席にはかつてダレス草案にリアンコルト岩が抜けていることを指摘したフィアリーも参加していたのでリアンコルト岩が取りあげられる可能性があった。しかし、リアンコルト岩は前記のようにアメリカではすでに問題にはされなかったのでこの時も問題にされなかった。その結果、共同草案は日朝間にある済州島・巨文島・鬱陵島を朝鮮領として明記したのみでリアンコルト岩にはふれなかった。

三度目にリアンコルト岩が問題になったのは、先に述べたようにボグスが東大島の検討をおこなった時である。ボグスはリアンコルト岩が1949年のアメリカ草案で日本が放棄する島であると規定されたのでリアンコルト岩を朝鮮領とするべく、米英共同草案2条(a)にて「鬱陵島」の次に「リアンコルト岩」を追加するよう7月13日に提案した²⁰⁾。同島が『日本周辺の小島』(4)に記載されているので将来日韓間で紛議がおこらないよう配慮したのである。しかし、その3日後、ボグスは49年の別の草案にてリアンコルト岩が日本領になっていたことに気づき、外務省の『日本周辺の小島』(4)に「ダジュレー [鬱陵島]には朝鮮名があるが、リアンコルト岩には朝鮮名がないし、朝鮮で作成された地図に描かれなかった」と記されていると指摘し、提案を少し修正して「もし、リアンコルト岩を朝鮮領とするなら鬱陵島の次にリアンコルト岩」を追加

するよう提案した²¹⁾。しかし、この提案は採用されなかった。

もし、ボグスの提案を採用してリアンコルト岩を朝鮮領とするなら、アメリカの49年12月草案の見解を変えることになるので、それなりの根拠が必要になる。一方、リアンコルト岩を日本領に規定するなら、同島を日本領外と考えるイギリスと協議する必要がある。しかし、アメリカがリアンコルト岩の帰属を日本領に変更したのは、同島には朝鮮名がなく朝鮮によって領土主張がなされたことがないとか、気象またはレーダー局の用地として価値があるという理由などであった。しかし、前者の理由は検証された情報ではないので史実の確認が必要であるし、同島を日本領外とするイギリスの方がリアンコルト岩に精通している可能性があるので、うかつな提案はできない。後者の理由に関しては、かつての米英協議にて済州島を日本領にしたいというイギリスの戦略的な提案をアメリカが受け入れなかったことがあったので²²⁾、戦略的な判断を名分にすることは慎重にならざるを得ない。一方、リアンコルト岩はその時には国務省以外で問題になっていなかったため、早急に解決する必要はなく、保留にされた。

四度目に竹島＝独島が問題になったのは、ボグス提案の直後に駐米韓国大使梁祐燦が独島および波浪島の領有権をダレスに要求した時である。この時、韓国大使をはじめとして大使館職員もアメリカ国務省も独島がリアンコルト岩であることを知らなかった。そのうえ、独島の位置を聞かれた韓国大使館員は何の調査もせず、国務省へ「自分たちは独島が鬱陵島近辺か、タケシマ・ロック付近にあると信じている。また、波浪島も同様だと思う²³⁾と答えて無知ぶりをさらけ出した。

韓国大使館に失望したダレスは韓国戦争のために臨時首都の釜山に駐在する米大使ムチオ（John J. Muccio）へ問い合わせて独島がリアンコルト岩であることを8月8日に確認した。同時に「リアンコルト岩には朝鮮名がない」と記した外務省の『日本周辺の小島』(4)の虚偽記載を知ることになった。そうであれば、アメリカは『日本周辺の小島』(4)を徹底的に検証し、韓国と独島との歴史的かかわりなどを調査したうえで竹島＝独島の帰属を決定する必要があった。

この調査をボグスが始めたようであるが、時間的な余裕がなかった。調印用の共同草案の公表を8月14日、対日講和会議を9月4日から開くと全世界に発表しており、調印用条約文の公表まで残り1週間で切っていた。アメリカは竹島＝独島に関する調査の結果を待つ時間的な余裕がなかったため従来の見解、すなわち1949年12月のアメリカ草案およびこれに対する1950年7月の注釈書の見解を踏襲するしかなかった。国務次官補ラスク（Dean Rusk）はよく知られているように梁祐燦あてに「我々の情報によれば、[竹島＝独島は]朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐島支庁の管轄下にあります。この島は、かつて朝鮮によって[領土]主張がなされたとは思われません」と記した8月10日付け書簡を送った。アメリカはこれに対する韓国の反論を待たず、4日後には予定通りに調印用の米英共同草案を確定して関係各国へ伝達した。竹島＝独島問題のために予定を遅らせるわけにはいかなかったため、竹島＝独島問題を未解決にしたのである。そのため、共同草案は竹島＝独島にはふれないままであった。

その後、韓国がラスク書簡に反論する書簡をムチオに送ったのは9月21日であった。外務部長官卞榮泰は、①独島はSCAPIN-677やマッカーサーラインにて実質的に韓国領として認められた、②1948年独島での米軍機の誤爆事件にてSCAP [連合国最高司令官] が謝罪したことなども韓国領であったことを示している、③韓国が独島を数百年にわたり所有したことを示す資料を有している、④1905年に日本が県レベルで独島をかすめ取って編入したのは韓国の正当な権利を否定し得ないし、日韓両国の資料からも肯定されないと反論した²⁴⁾。

その間に条約はサンフランシスコで9月8日に調印された。そこにはもちろん竹島＝独島は明記されなかった。その結果、米英両国の竹島＝独島に対する見解は食いちがったままであった。したがって「条約の準備作業及び条約の締結の際の事情」からすると、条約は竹島＝独島の帰属に関していかなる解釈もすることができない。また、条約によって最終決定がなされるまで有効なSCAPIN-677の規定は最終決定が与えられないままになってしまった。そのため、日本政府はSCAPIN-677によって日本国外にされた竹島＝独島の法的地位はサンフランシスコ条約によって変動がなかったとみたのであろう、大蔵省令

などにて竹島＝独島を本邦外とする従来の政策を継続した²⁵⁾。

条約に明文規定がなかったことに関し、塚本孝は「竹島については、対日平和条約によって法的地位に変動はなく、却って日本領土であることが確認された」と主張した²⁶⁾。塚本も条約によって法的地位に変動はないとみたが、竹島＝独島がSCAPIN-677によって「日本国外」にされたことを無視したようである。条約にて竹島＝独島の法的地位に変動がなかったのであれば、日本政府の政策がそうであったように竹島＝独島やハボマイ・シコタンを日本国外とするSCAPIN-677の見解を受けつがざるを得ないのである。

ちなみに、現在のアメリカ政府「地名委員会」などは竹島＝独島を南朝鮮の領域として扱っている²⁷⁾。

6 おわりに

サンフランシスコ条約に規定されなかった島嶼として東沙（プラタス）諸島、尖閣（釣魚）諸島、ハボマイ・シコタン、竹島＝独島をあげることができる。これらの島々がサンフランシスコ講和条約に洩れたケースは三つのパターンに分けることができる。最初のパターンは重要でないと判断された尖閣（釣魚）諸島および東沙諸島の場合である。南シナ海の東沙、南沙、西沙諸島はダレス草案で重要でないと判断されて削除されたが、米英共同草案にて西沙、南沙諸島は草案に復活しても東沙諸島のみは復活しなかった。一方、尖閣（釣魚）諸島は日本政府が重要でないとする見解書をアメリカ国務省へ送り、国務省もその判断にしたがったのか条文に規定しなかった。今日では考えられないような取り扱いであった。これらの中で東沙諸島は条文に規定されなくても何ら問題がなかったが、尖閣（釣魚）諸島は日中間で解決のむずかしい領土問題に発展してしまった。なお、尖閣（釣魚）諸島が条約3条にいう南西諸島に含まれないという見解は、当時の外務省とアメリカ国務省とで一致している。

第二のパターンは、条約にて意図的に規定されなかったハボマイ・シコタンの場合である。アメリカは法的な検討をおこなったうえで両島を日本領にするのがふさわしいと考えたが、もし条約で両島を日本領と規定したら、ソ連が反発してアメリカの沖縄統治などを非難することは必至である。これを懸念した

米英両国は対ソ戦略から意図的に両島を条約に記載しなかった。また、このために米英両国は条約にて日本の領域を地図や経緯度で厳密に示すことを取りやめた。こうして米英両国はハボマイ・シコタンの帰属を条約で決定することを避けたのであり、両島は決して条約によって「日本に帰属」したわけではない。

第三のパターンは韓米協議が継続中の竹島＝独島である。同島はイギリスの草案では日本領外とされた。一方、アメリカの草案では戦略的な理由などから韓国領から日本領に変更されたが、アメリカの最終草案や米英共同の初期草案では重要でないため無視された。しかし、1951年7月になって同島は国務省内および韓米間で都合二回にわたって問題になった。国務省内では同島が条約に抜けおちていることに気づいたが、同島を日本領にすることも、韓国領にすることも難点があり、アメリカは結論を保留した。その直後におこなわれた韓米協議では韓国の要求する独島がリアンコールト岩であることがお互いにわからず、協議が難航した。それを国務省が突きとめたのは、最終的な調印用草案を公表するわずか1週間前であった。この調査によって国務省は同島帰属の判断材料にした日本外務省の『日本周辺の小島』(4)に虚偽記載があることを知ったが、それ以上の調査はスケジュール上で無理であった。そのため、アメリカは1949年12月草案を踏襲して竹島＝独島を日本領と認めるラスク書簡を韓国へ送った。しかし、アメリカは書簡で竹島＝独島を日本領と主張したものの、共同草案を改定しようとはしなかった。韓国の反論を聞いたうえでイギリスと協議する必要があったためである。韓国の反論は9月21日であり、9月8日の調印には間に合わず、もちろん竹島＝独島は条約に何も規定されなかった。

以上のように、条約に規定されなかった東沙諸島、尖閣（釣魚）諸島、ハボマイ・シコタン、竹島＝独島はいずれも条約にて日本領と規定されたわけではない。したがって、条約は日本が権利権限その他を放棄すべき地域のみを規定したわけではないので、「それ以外の〔放棄が明記されなかった〕旧日本領土は、当然日本に帰属すべきものである」という日本政府の国会における説明は成り立たない。実は、日本政府はこのような説明に反して竹島＝独島やハボマイ・シコタンを本邦外とする政策を条約後も継続した。サンフランシスコ講和条約によって竹島＝独島やハボマイ・シコタンの法的地位に変動がなかったの

で、日本政府はそれらを日本国外としたSCAPIN-677の見解を引きつづき受け継がざるを得なかったのである。

一方、韓国やソ連はSCAPIN-677に裏打ちされて竹島＝独島やハボマイ・シコタンを戦後それぞれ統治してきたが、それらの島に対する法的地位は講和条約によって変動がなかった。したがって、現状の韓国やロシアの竹島＝独島やハボマイ・シコタン統治を「不法占拠」とする外務省の非難は無理筋であろう。ちなみに、現在のアメリカ政府「地名委員会」はハボマイ・シコタンを日本およびロシアの双方の領域にて扱っているが、竹島＝独島は日本の領域にはなく南朝鮮の領域にて扱っている。アメリカは、ソ連のハボマイ・シコタン統治は問題にしても、韓国の竹島＝独島統治は受け入れているようである。

注

- 1) 朴炳涉「サンフランシスコ講和条約と千島・竹島＝独島問題(3)」、『北東アジア文化研究』39号、2014、56頁。
- 2) 衆議院外務・法務連合委員会、1953.3.5、国務大臣岡崎勝男発言。
- 3) 塚本孝「Q40 1951年のサンフランシスコ平和条約で竹島は日本から分離されたのか」、『竹島問題100問100答』(『WiLL』2014.3月号増刊)、101頁。
- 4) 原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点』溪水社、2005、266頁。
- 5) 同上書、265頁。
- 6) 外務省『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約 対米交渉』、2007、p. 352。
- 7) 朴炳涉、前掲「サンフランシスコ講和条約と千島・竹島＝独島問題(3)」、59頁。
- 8) U.S. Hydrographic Office No. 123B, *Sailing Directions for Japan*, Vol. 2, 1943, p. 317.
- 9) 正式な書名はForeign Office, Japanese Government, *Minor Islands Adjacent to Japan Proper Part IV, Minor Islands in the Pacific, Minor Islands in the Japanese Sea*, 1947。本書は、*Records of United States Department of State relating to the internal affairs of Japan, 1945-1946* (国会図書館、請求記号SIJ-3、リール番号6、コマ番号539-555)。本書は外務省(外交史料館を含む)に存在しないという。
- 10) Foreign Office Japanese Government, *Minor Islands Adjacent to Japan Proper Part 2, Ryukyu and Other Nansei Islands*, 1947, p. 2. 外交史料館所蔵(B'4101-11)。
- 11) *FRUS 1950*, Vol.6, part 1, p. 1328.

- 12) 朴炳涉「サンフランシスコ講和条約と千島・竹島＝独島問題(2)」、『北東アジア文化研究』39号、2014、36頁
- 13) Foreign Office Japanese Government, *Minor Islands Adjacent to Japan Proper, part 1, The Kurile Islands, The Habomais And Shikotan*, 1946.
- 14) *FRUS*, 1949, Vol. 7, p. 904-906; 朴炳涉「サンフランシスコ講和条約と千島・竹島＝独島問題(1)」、『北東アジア文化研究』、2014、55頁。
- 15) *FRUS 1951*, Vol. 6, Part 1, p. 1060-1061; 塚本孝「平和条約と竹島(再論)」、『レファレンス』、1994、47頁。
- 16) *FRUS 1951*, Vol. 6, Part1, p. 1114.
- 17) 塚本孝、前掲「平和条約と竹島(再論)」、44頁。
- 18) 外務省資料B'4101-11、「対日講和に関する本邦の準備対策関係一件 米側へ提出資料(英文)」(MF: B'0012)。
- 19) “Check List of Positions Stated by U.S. and U.K. at April 25-27 Meetings”、影印は李碩祐『対日講和条約資料集』東北亞歴史財団(ソウル)、2006、211頁。
- 20) 備忘録“Spratly Island and the Paracels, in Draft Japanese Peace Treaty”、影印は、李碩祐、前掲書、243頁; 鄭秉俊『獨島1947』돌베개(ソウル)、2010、755頁。
- 21) 備忘録“Spratly Island and the Paracels, in Draft Japanese Peace Treaty”、影印は、李碩祐、前掲書、245-246頁; 鄭秉俊、前掲書、759頁。
- 22) 朴炳涉、前掲「サンフランシスコ講和条約と千島・竹島＝独島問題」(3)、57-58頁。
- 23) Memorandum by Feary to Allison, Subject: Islands (1951. 8. 3), *Lot 54D423*, Box 8; 鄭秉俊、前掲書、765頁。
- 24) アメリカ国務省資料、U.S. NARA 795.022/10-351。
- 25) 朴炳涉「サンフランシスコ講和条約後の日本の竹島＝独島政策」、『北東アジア文化研究』42号、2016、9頁。
- 26) 塚本孝「対日平和条約と竹島の法的地位」、『島嶼研究ジャーナル』2巻1号、2012、51頁。
- 27) 朴炳涉「サンフランシスコ講和条約後の日本の竹島＝独島政策」、『北東アジア文化研究』42号、2016、20頁。